【参考資料】

議案第８５号　指定管理者の指定について

こども部こども未来課

１　内　容　　朝霞市児童館について、指定管理期間（令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで）が満了することから、指定管理者候補者を選定し、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、本議案を提出するものです。

２　公の施設の名称及び所在地

ア）施設の名称　　朝霞市きたはら児童館
　　施設の所在地　朝霞市北原２丁目８番１１号

イ）施設の名称　　朝霞市はまさき児童館
　　施設の所在地　朝霞市大字浜崎５１番地の１

ウ）施設の名称　　朝霞市みぞぬま児童館
　　施設の所在地　朝霞市溝沼７丁目１３番１１号

エ）施設の名称　　朝霞市ねぎしだい児童館
　　施設の所在地　朝霞市根岸台２丁目１５番１２号

オ）施設の名称　　朝霞市ひざおり児童館
　　施設の所在地　朝霞市膝折町１丁目７番４０号

カ）施設の名称　　朝霞市ほんちょう児童館
　　施設の所在地　朝霞市本町２丁目３番２２号

３　指定管理者候補者　朝霞市大字浜崎５１番地の１
　　社会福祉法人　朝霞市社会福祉協議会
　　会長　松尾　哲

４　指定期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

５　指定方法　　随意指定

担当
こども部こども未来課こども支援係
電話０４８－４６３－２９３０